

質疑番号	種別	資料掲載ページ	公開日	最終更新日	質問要旨	回答要旨	備考
1	全体		5月22日	5月22日	法令集の付箋や書き込みはどのくらい認められるのか。	平成29年建築基準適合判定資格者検定受検受検案内をご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/about/kanbo01_hy_000369.html	
2	全体		5月22日	5月22日	自分が持つ法令集に消防法が記載されていない部分があったが、別添でコピーして持参して良いのか。	平成29年建築基準適合判定資格者検定「使用が認められる法令集」をご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/about/kanbo01_hy_000369.html	
3	検定の概要	PPT資料p4 No.5	5月22日	5月22日	受検資格について、疑問がある場合はどこに問い合わせればよいのか。	国土交通省ではお問合せに対応していません。受検案内にご不明な場合は各都道府県建築主務課を案内されていますが、まずは所属の上司の方や資格者の方と良く相談してください。	
4	検定の概要	PPT資料p5 No.12	5月22日	5月22日	建築物省エネ法の一部は平成28年4月1日に施行されているので関係法令としての出題はないのか。	平成29年度の検定において対象となる法令は平成29年1月1日に施行されているものです。建築物省エネ法が建築基準法の関係法令となったのは、平成29年4月1日ですから基準時において関係法令ではないと言えます。	
5	考査A		5月22日	5月22日	平成24年 No.2 選択枝2 第10項は第5項ではないか。 平成26年 No.2 選択枝3 第13項は第7項ではないか。 平成26年 No.2 選択枝4 令第137条の18は17ではないか。	各年度の問題の1枚目に各年1月1日現在の法律に従って審査をすることとなっています。したがって解答例は改正前の条項号を記載しています。 平成29年度の試験においては改正後の番号を記載ください。	
6	考査A	手引きp117 No.16選択枝3	5月22日	5月22日	該当法文は消防令第35条第1項第二号だけでなく、消防令第35条第1項第四号も必要ではないか。	令35条1項四号は避難階以外の階の場合ですが、設問は平屋建てのため避難階と解せますので四号には該当しません。	
7	考査B		5月22日	5月22日	根拠規定第〇条第〇項の第を略すと減点されるのか。また、同じ条文を2行記載する場合は「同条」「同項」と記載すると減点されるか。	解答基準は非公表ですので減点されるかについてはわかりませんが、解答用紙の記載例に沿って省略せず記載すべきだと思います。	
8	考査B		5月22日	5月22日	「間」や「第」などの略字は減点されるのか。		

9	考査B		5月22日	5月22日	告示の記載について平成〇〇年の年号は省略できるか。	解答基準は非公表ですので減点されるかについてはわかりませんが、解答用紙の記載例に沿って省略せず記載すべきだと思います。
10	考査B		5月22日	5月22日	「加重平均による」とか「過半の属する用途地域の制限」等の説明文を記載せず根拠法令と計算式のみ記載するのでは減点されるのか。	
11	考査B 建築計画 1	手引きp289 1 建ぺい率	5月22日	5月22日	建ぺい率の審査において、根拠規定として令第2条第1項第一号(敷地面積)及び令第2条第1項第二号(建築面積)を記載しなかった場合、減点されるか。	解答基準は非公表ですので減点されるかについてはわかりませんが、令2条第1項第一号については、少なくとも前面道路が2項道路の場合は明示すべきだと思います。令2条1項二号については記載すべきだと思います。
12	考査B 建築計画 2		5月22日	5月22日	容積率等で2以上の区域にまたがる場合、根拠法令に法第91条は必要か。	敷地の過半の属する区域の規定がかかるものが法91条に明示されており、それに当たる場合、明記すれば良いものと思います。法52条については除かれていますので記載は不要だと思います。
13	考査B 建築計画 2	手引きp290 2 建築物の各部分の高さ 解説	5月22日	5月22日	道路高さ制限の解答例や解説で、「当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が1/5以下及び当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが1m以上、かつ、高さが5m以下であれば後退距離から除かれるが、…」と記載されているが、「後退距離に含む」ではないか。 正確には「後退距離の算定に当たり除かれる建築物の部分」と記載すべきであるが、分が冗長になるため「後退距離に含む」とすべきと考えるがいかがか。	後退距離については、「当該建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。…」と定義されており、ただし「政令で定める部分を除く」とあります。したがって解答例では「後退距離から除く」と記載しております。
14	考査B 建築計画 2	手引きp301 6 建ぺい率	5月22日	5月22日	建築計画2の建ぺい率の審査においては、令第2条第1項第一号(敷地面積)が記載されていませんが、何か理由があるのか。	令第2条第1項第一号については、前面道路が2項道路の場合は明示すべきだと思います。
15	考査B 建築計画 2	手引きp303 8 道路高さ制限	5月22日	5月22日	「②第一種住居地域の部分 適用距離は、25m以下、斜線勾配は1.25/1.0(前面道路幅員が12m以上である建築物について、…)」の記載で、12mは6mではないのか。	解答例の当該部分はPPT資料の検討位置④を示しています。南側A道路からその幅員の2倍以内の範囲です。南側A道路からその幅員の2倍以内の範囲です。南側A道路12mとみなされます。

16	考査B 建築計画 2	手引きp307 11 共同住 宅部分の内 装制限	5月22日	5月22日	内装制限の問題に対し、「高さ31m以下であるため適用除外」とあるが、記載の必要があるか。既に第一号で内装制限が掛かっているため、記載は不要ではないのか。	なお前面道路幅員が12m未満の場合、法56条4項の適用はありませんので、斜線勾配の緩和については記載不要ということになります。
17	考査B 建築計画 2	手引きp307 11 共同住 宅部分の内 装制限	5月22日	5月22日	根拠規定の「令第129条第1項」、「同第129条第4項」は法改正により、「令第128号の5第1項」「同第128条の5第4項」としなければならないのではないのか。	問題の1枚目に平成28年1月1日現在の法律に従って審査をすることとなっています。したがって解答例は改正前の番号で記載しております。平成29年度の試験においては改正後の番号を記載ください。
18	構造		5月22日	5月22日	計算で端数が出た場合、四捨五入か切捨て切上げか。	解答基準は非公表ですので採点に影響されるかについてはわかりませんが、前提となる数式を記載しておくことが重要であると思われます。
19	構造		5月22日	5月22日	電卓で√キーのものは持込不可とのことでしたが、√キーは本当に不可なのか。	平成29年建築基準適合判定資格者検定「卓上計算機の取扱い」をご確認ください。なお√キーがあるものは使用できます。 http://www.mlit.go.jp/about/kanbo01_hy_000369.html
20	構造	PPT資料p 84 No.28	5月22日	5月22日	層間変形角 「ただし、逆ばりで梁上面と床版上面位置が一致しない場合」の根拠はどこにあるのか。	2015年版「建築物の構造関係技術基準解説書」P331に記載されています。
21	構造 建築計画 3	手引きp318 設問2	5月22日	5月22日	構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査において $\alpha = \sqrt{24/18} = 1.155$ と記載されているが、 $\alpha = 1.154700\dots$ なので $\alpha = 1.154$ ではないのか。	1.155の根拠となる数式を記載していますので、解答例の表記の方法もあります。
22	構造 建築計画 3	手引きp318 設問2	5月22日	5月22日	設問2については計算結果のみで判定が示されていない。 計算値（比較）表の数値 判定と記載すべきではないか。	前提条件を計算式の上に記載していますので、ご指摘の記載方法だけでなく、設問2の解答のように計算式を記載する書き方もあります。